

医 薬 第 1 4 2 0 号
令和3年（2021年）9月27日

各保健所設置市保健所長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局長

「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」の一部改正について
このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、貴管内の郡市医師会及び医療機関あて周知願います。

なお、一般社団法人北海道医師会、日本赤十字社北海道ブロック血液センター及び北海道赤十字血液センターには、別途通知しており、本通知については、当局医務薬務課のホームページに掲載しております。

記

通知掲載先

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-yakumu.html>

連絡先：医務薬務課薬物対策係
TEL：011-231-4111（内 25-333）
FAX：011-232-4108